

経営事項審査の審査基準が改正されるに伴う 一般競争（指名競争）参加資格の取扱いについて

厚生労働省は、平成30年4月1日から建設業法に規定する経営事項審査の審査基準が改正されるに伴い、平成29・30年度を有効期間とする建設工事についての一般競争（指名競争）参加資格の再認定を実施することといたしましたので、お知らせします。

1. 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者は、希望により当該総合評定値通知書に基づき平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請を行うことができます。

※ 共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

2. 再認定のスケジュール

平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、再認定の受付を行います。
原則として、適正な申請書を受理した日の翌々月の1日から有効な資格となります。

受付期間
平成30年4月1日～平成30年9月30日

3. 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）（様式1）
- ② 営業所一覧表（様式2）
- ③ 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保

険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。）

- ④ 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき認定を受けている、厚生労働省の平成 29・30 年度一般競争（指名競争）参加資格審査における資格審査結果通知書の写し
- ⑤ 建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
- ⑥ 共同企業体等調書（様式 3）（共同企業体として申請する場合）

4. 随時の資格審査の申請に係る留意事項

- ① 平成 30 年 3 月 31 日までに随時申請を行う場合は、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 29 年国土交通省告示第 1196 号。以下「改正告示」という。）による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書により申請を行ってください。
- ② 平成 30 年 4 月 1 日以降に随時申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば改正告示による改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を使用することも可能です。
- ③ 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書は、経営事項審査の審査基準日が申請をする日の 1 年 7 月前の日以後のものうち最新のものでなければなりません。さらに、平成 29・30 年度資格審査の申請にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。

5. その他再認定の申請に関する留意事項

- ① 一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請は、認定を受けている厚生労働省の全地域・全業種一括で行う必要があります。再認定の申請は、一部の地域や業種のみを選択して行うことはできません。厚生労働省から認定を受けている全ての一般競争（指名競争）参加資格について再認定を申請していただきます。
- ② 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき一部の地域又は業種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての一般競争（指名競争）参加資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請していただきます。
- ③ 工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに一般競争（指名競争）参加資格の確

認を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

- ④ 再認定の申請は一度のみ可とし、二度目の再認定の申請については受け付けません。

6. 申請方法及び申請場所

厚生労働省への申請については、厚生労働省ホームページ

<<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/sikaku/hyo.html>> 「厚生労働省資格審査ブロック表」を参照し、本社（店）のあるブロック内の受付部局のみに申請し、他のブロックへの申請は申請が重複するため行わないでください。

7. 申請書類及び申請書作成の手引きの入手

申請書作成の手引き並びに申請書等の様式については、厚生労働省ホームページ

<<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/sikaku/yousiki/ken17.html>> 「資格審査各種申請書類様式及び提出要領 建設工事（平成29・30年度）」からダウンロード又は、最寄りの受付部局で受け取った書式をご利用ください。